

天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則
天理市予算の編成及び執行に関する規則（昭和40年11月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「財政主管課長は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第14条第1項中「毎4半期の10日までに」を削る。

第15条第1項中「に提出しなければならない」を「又は総務部長に提出し、審査を受けなければならない」に改め、同条第3項中「財政主管課長は、第1項の規定により提出された予算流用伺書を審査し、財政主管課長又は総務部長の」を「主管課長は、第1項の規定による審査を受けた後、その事務を主管する部長の」に改める。

第16条第1項中「に提出し」を「又は総務部長に提出し、審査を受け」に改め、第2項中「財政主管課長は、前項の規定により提出された予備費充用伺書を審査し、財政主管課長又は総務部長の」を「主務課長は、前項の規定による審査を受けた後、その事務を主管する部長の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。